

Adventure Travel World Summit2023

パートナー企業(協賛)募集要項

第1 趣旨

この要項は、Adventure Travel World Summit(ATWS)2023(以下「ATWS2023」という。)の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人(以下「企業等」という。)が、ATWS2023 に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 協賛

1 協賛区分

この要項において協賛とは、企業等がアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次に掲げる協賛行為をいう。

(1)金銭提供

ATWS2023 の準備及び運営等に要する金銭(以下「協賛金」という。)の提供

(2)物品提供

ATWS2023 の準備及び運営等に要する物品(以下「協賛品」という。)の提供

(3)広報協力

ATWS2023 の広報及びPR活動への協力

(4)役務提供

ATWS2023 の準備及び運営等に要する役務の提供

2 協賛単位

協賛金の提供については、原則として、1万円を1口とする。

3 協賛内容

協賛金以外の協賛の内容については、協賛を申し込もうとする企業等(以下「申込者」という。)と実行委員会とが協議し決定するものとする。

第3 申込受付期間

協賛の申込みを受け付ける期間は、令和4年11月1日から令和5年8月31日までとする。

第4 協賛の申込等

1 協賛金

申込者は、あらかじめ「Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込書」(別記様式第1-1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出するものとする。ただし、専用の振込用紙を使用する場合及び実行委員会会長が提出の必要がないものと認めた場合、申込書の提出を省略することができるものとする。

2 物品提供、広報協力及び役務提供

申込者は、あらかじめ「Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込書」(別記様式第1-2号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出するものとする。ただし、実行委員会会長が提出の必要がないものと認めた場合、申込書の提出を省略することができるものとする。

3 申込書の受理

実行委員会会長は、第4の1及び2の申込書の提出があった場合であって、第11の1のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに申込書を受理するとともに、申込者が受理通知書の発行を希望する場合は、実行委員会は、速やかに「Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込受理通知書」(別記様式第2号)により受理した旨を通知するものとする。

第5 協賛金の納付等

1 納付方法

協賛金の申込者は、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込の方法により、令和5年8月31日までに協賛金を納付するものとする。

2 領収書

協賛金の領収書は、原則として、金融機関が発行する郵便振替払金受領書等で代えるものとする。ただし、申込者が領収書の発行を希望する場合は、実行委員会は協賛金受領後、速やかに実行委員会会長名の領収書を発行するものとする。

第6 協賛品の納入等

1 協賛品の納入

協賛品の申込者は、実行委員会が指定する方法(期日を含む)により、協賛品を納入するものとする。

2 協賛品受理

複数の申込者から同一若しくは同類の協賛品の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、原則として、申込順に受理するものとする。

3 受納書

実行委員会は、協賛品の申込者が受納書の発行を希望する場合は、協賛品受納後、速やかに実行委員会会長名の受納書を発行するものとする。

第7 広報協力

広報協力の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、広報の協力を行うものとする。

第8 役務提供

役務提供の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、役務の提供を行うものとする。

第9 協賛の特典等

1 協賛の特典

協賛を行った者（以下「協賛者」という。）のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表1「協賛者特典一覧表」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。

また、物品提供、広報協力及び役務提供を行った協賛者への特典は、実行委員会が、協賛の内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。実行委員会は、必要に応じ協賛者から、金額換算のために必要な資料提出を求めることとする。

2 複数協賛

企業等が複数回協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

3 特典の追加

実行委員会は、特典一覧のほか、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

4 特典譲渡の禁止

企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得た場合は、この限りでない。

第10 協賛金及び協賛物品の用途

協賛は、その全てを ATWS 北海道実行委員会及び ATTA が開催する「Adventure Travel World Summit(ATWS)2023」の開催（会期前後に行われるツアー等を含む）に向けた準備・運営のために活用する。

第11 協賛の不受理等

1 協賛の不受理

実行委員会会長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 役員等（協賛を申し出た企業等が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの申込をする事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実

質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

(8) ATWS2023 の開催理念等の趣旨に反し、又は ATWS2023 の品位を損ない、あるいは ATWS2023 の正しい理解を妨げるおそれがあるとき。

(9) その他実行委員会が不相当と判断するとき。

2 協賛の取消

実行委員会会長は、協賛者が、その後、第11の1のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛物品を返戻する。

3 不受理または取り消しにおける取扱

協賛を申し出た企業等は、第1項の規定による協賛申込の不受理または前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

第12 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年11月1日から施行する。

【問い合わせ先】

宛先：アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会

(事務局：北海道経済部観光局観光振興課)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-206-6944 メール：kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

【別表1】

	カテゴリー呼称	トップパートナー	パートナー	サポーター
	協賛区分	100万円以上	50万円以上	10万円以上
1	ATWS2023 イベント名称・ロゴの使用権	○	○	○
2	会場内案内板での社名 or ロゴの掲出	○ (サイズ大)	○ (サイズ中)	○ (サイズ小)
3	ATWS2023 実行委員会ウェブページへの社名 or ロゴの掲載	○ (サイズ大)	○ (サイズ中)	○ (サイズ小)
4	ATWS2023 実行委員会ウェブページで企業のサステナブルな取組を紹介	○	○	○
5	開催報告書の送付	○	○	○
6	オープニングセレモニー及び基調講演の聴講	○(2人)	○(1人)	—
7	ディナーパーティへの参加	○(1人)	—	—
8	会場内でのPR動画放映	○	○	
9	IDカードへのロゴの掲載 (掲載企業数上限:3社程度)	○	—	—
10	提供物品またはパートナー企業取扱商品の会場PRスペースの設置 (会期中のうち、ATWS 北海道実行委員会が指定する期間)	○ (1日間)	—	—

※ 上記特典内容については、ATWS2023 開催に向けた準備状況により変更になる場合があります。変更を要する場合は、変更後の特典内容は協議のうえ決定いたします。

※ 協賛金額が1万円以上 10万円未満の場合は、1、3及び5を特典内容とします。

※ その他、協賛企業様との個別協議により、本表により定めたもの以外の特典を設けることがあります。

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込書

令和 年 月 日

アドベンチャートラベル・
ワールドサミット北海道実行委員会
会長 鈴木直道様

住所又は所在地
企業・団体等の名称
代表者名(職・氏名)

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 パートナー企業(協賛)募集要項第4の1に基づき、以下のとおり申し込みます。

記

1 協賛内容 金銭提供

2 協賛の内容

金額	金	円	入金予定	年	月	日
----	---	---	------	---	---	---

3 連絡先

所属		担当者 職氏名	
電話		F A X	
メール			

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込書

令和 年 月 日

アドベンチャートラベル・
ワールドサミット北海道実行委員会
会長 鈴木直道様

住所又は所在地
企業・団体等の名称
代表者名(職・氏名)

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 パートナー企業(協賛)募集要項第4の2に基づき、以下のとおり申し込みます。

記

1 協賛内容 (該当するものを○で囲んでください)

物品提供 ・ 広報協力 ・ 役務提供

2 協賛の内容

(1) 物品提供

品名		数量	
規格等		提供方法	提供・貸与
金額	円	納入予定	年 月 日

(2) 広報協力

内容			
金額	円	実施予定	年 月 日

(3) 役務提供

内容			
金額	円	実施予定	年 月 日

注) 上記(1)～(3)における協賛では、カタログ・仕様書等を添付してください。

3 連絡先

所属		担当者 職氏名	
電話		F A X	
メール			